

変更・加算・休止・再開・辞退における必要な添付書類一覧（介護老人福祉施設）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2種扶助申請センターのうち、関係する全機関に届けてください。

注3) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注5) 定量減の場合は、添付する必要はありません。

注6) 生活相談員、看護師、栄養士及び機能訓練指導

注6) 生活相談員、看護師、栄養士及び機能訓練指導員等の資格を要する従業員の要
注7) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注7) 个別案件の権利関係の変更を行わない場合では、添付9の必要はありません。

注8) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9) 介護職員待遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注10) 介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注11) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3 変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

11) ハウス代支払は、各自の負担と見なす。但し、各自の負担とは、「歴史の内閣」にハウス代支払は各自の負担と見なす記載、エントロード、扶助金等、江戸をめぐる記載と注12) 市町を超える移転の場合には面図相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加料金を請求することがあります。

（参考）市町を越える移転の場合は面倒相談の上、更生日の前へ方未着手までに更生届を提出して下さい。なお場合によっては強制清算を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。